

奈良県告示第四百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定に基づき緊急耐震工事（県営ため池整備事業・桜池地区）計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

令和二年三月二十四日から同年四月十三日まで

二 縦覧場所

斑鳩町役場